

番号	質問	回答
1	本業務の受託者、ならびに当該受託者と資本面または人事面において関係を有する者が、今後発注を予定されているウォーターPPP等の事業において、SPCやJVの構成企業として参画することは可能との理解でよろしいでしょうか。	本業務の受託者、ならびに当該受託者と資本面または人事面において関係を有する者は、今後発注を予定されているアドバイザリー業務又はウォーターPPP等の事業において、SPCやJVの構成企業として参画することは可能です。 なお、アドバイザリー業務を受託した場合には、ウォーターPPP等の事業において、SPCやJVの構成企業として参画することはできません。
2	業務仕様書「5 業務内容」(5) PPP/PFI手法の比較検討で、「広域化・バンドリング・他分野連携等の手法を考慮した上」とありますが、具体的に想定されているバンドリング先や他分野連携先はありますでしょうか。また、バンドリング・他分野連携で想定する事業の現状分析、将来見通し、課題の洗い出しは業務に含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	バンドリング及び他分野連携等の候補先について、先入観なく検討していただくため、県の想定公表は行いません。 なお、バンドリング及び他分野連携等で想定する個別の事業について、現状分析、将来見通し、課題の洗い出しは業務に含まれませんが、バンドリング及び他分野連携等を含む事業スキームの概略検討の中で、必要となる現状分析等は行っていただく想定です。
3	業務仕様書「3 検討対象事業」に、(1)鳥取県営工業用水道事業(運営)と(2)鳥取県営工業用水道事業(整備)に分けて記載がありますが、(1)と(2)の事業への導入を検討するPPP/PFI手法は、それぞれ別に検討するという理解でよいでしょうか。(1)と(2)の事業を合わせて検討する必要はないという理解でよいでしょうか。	対象を明確化するため分けて記載していますが、運営と整備で一体での事業スキームを否定するものではありません。
4	業務仕様書「5 業務内容」(3) 現状分析、将来見通し、課題の洗い出しに鳥取県営工業用水道事業の存続及び代替手段に係る検討とありますが、「存続」はPPP手法の導入以外の方法による存続を想定されているでしょうか。また、「代替手段」とは、鳥取市上水道や米子市上水道による供給を想定されているでしょうか。	「存続」は、PPP/PFI手法の導入以外の方法も含めた存続の検討を想定しています。 また、「代替手段」については、先入観なく検討していただくため、県の想定公表は行いません。 なお、参考情報としての過去の本県の検討内容については、鳥取県行政改革推進課ホームページ内の「県有施設・資産有効活用戦略会議」資料として公開(https://www.pref.tottori.lg.jp/280294.htm)してあるものです。ただし、詳細は受注者に決定した後の事業者へ開示を行います。
5	業務仕様書「5 業務内容」(5) PPP/PFI手法の比較検討で、「簡易判定により導入可能なPPP/PFI手法の絞り込みを行い、定量的又は定性的な詳細検討により」とあるため、定量的手法に依らない簡易判定により導入可能なPPP/PFI手法の絞り込みを行った上で、選ばれたPPP/PFI手法に対してVFMを算出する理解でよいでしょうか。	簡易判定の実施方法については、定量的並びに定性的手法のいずれかに縛る意図はありません。 また、簡易判定等を経て絞り込んだ事業スキーム別にVFMを算出することを求めています。
6	入札実施要領「8 スケジュール」に示された企画提案書プレゼンテーションへの参加人数に制限は無いという理解でよいでしょうか。5名参加することで差し支えないでしょうか。	プレゼンテーションへの参加人数に制限はありませんが、「入札説明書10(2)」に記載のとおり、入札参加者数等を踏まえてオンラインで実施する可能性もあるため、ご注意ください。
7	企画提案書の概要についてはページ制限がないとの理解でよいでしょうか。また、A4横書き、縦置き等の形式の指定もないという理解でよいでしょうか。	企画提案書の概要については、ページの制限、A4横書き・縦書き等の形式の指定はありません。 なお、入札説明書「8(2)ウ※3」とおり、企画提案書の概要は、様式は自由で、企画提案書の記載内容をもとに作成し、審査会におけるプレゼンテーション資料に用いる予定のものとしています。
8	構成員が出資を行わない共同企業体である場合、調達公告「2 入札参加資格要件」(2) 共同企業体に関する要件」エに定める代表者は、構成員のいずれかが代表者となることで足りるという理解でよろしいでしょうか。	出資を伴わず業務分担に基づき共同企業体協定を締結する場合、代表者は構成員において決定された者で差し支えありません。 なお、分担業務の内容が共同企業体協定書に明記されていることを要件とします。
9	調達公告「2 入札参加資格要件」(2) 共同企業体に関する要件」カに定める事項のうち、構成員が出資を行わない共同企業体であること等から共同企業体協定書に該当する項目がない場合、当該項目は記載がなくとも参加資格が認められることは可能という理解でよいでしょうか。具体的には「決算」「利益金の配当の割合」「欠損金の負担の割合」の項目になります。	出資を伴わず業務分担に基づき共同企業体協定書を締結する場合、出資を前提とした要件については、記載を省略できます。 なお、業務分担を前提とした項目(必要経費、共通費用、責任の分担など)が共同企業体協定書に追加されていることを要件とします。
10	国土交通省の設計共同体協定書のひな型に準じた共同体協定書を締結する想定をしています。当該ひな形には、調達公告「2 入札参加資格要件」(2) 共同企業体に関する要件」カに定める事項のうち「構成員の除名」「解散後の著作権」に関する事項はなく、提出する共同体協定書にこれらの事項を定めなくとも参加資格が認められることは可能という理解でよいでしょうか。	国土交通省の設計共同体協定書には、注意書きで「協定書は標準的なものであり、発注者において条項の追加・削除を行う場合があります」との記載があります。 本業務では、「調達公告2(2)カ」で「構成員の除名」「解散後の著作権」を含む事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していることを求めていますので、要件が満たされていない場合には、参加資格は認められません。